

# 丁社 住民税

## 実力完成答練第3回

〔資料 I〕 甲（昭和40年5月23日生・白色申告）の所得の状況

(1) 配当所得に関する資料

① a 株式会社（内国法人・上場・年1回決算・中間配当なし）の株式に係る配当金（平成30年5月支払確定・負債利子110,000円があるため所得税では総合課税している。なお、個人住民税の申告書の提出により、個人住民税において異なる課税方式を選択しているものではない。） 84,500円

② b 株式会社（内国法人・非上場・年1回決算・中間配当なし）の株式に係る配当金（平成30年11月支払確定） 251,500円

配当利は負債利子の控除前の  
 $84,500 \times 5\% = 4,225$   
 $4,225 \times \frac{1}{2} = 2,112.5$   
 $2,112.5 \times 2 = 4,225$

甲の税額計算

(単位：円)

区 分	金 額	計 算 過 程
I 各種所得の金額		
配当所得	226,000 [2]	$(84,500 + 251,500) - 110,000 = 226,000$
事業所得	7,016,044	総合課税の場合、前年所得の前年引は (収入全額 - 負債利子) とする、収入全額計
譲渡所得		
(分離短期)	24,317,000	I 長期・一般 $16,500,000 + 24,731,000 = 41,231,000$
(分離長期・一般)	41,231,000	II (1) d 株式 $1,590 \times 3,000 \text{株} - (892 \times 3,000 \text{株} + 2,100)$ = 2,091,900
(分離長期・居住用)	46,852,500	(2) e 株式 $425 \times 7,000 \text{株} - (299 \times 7,000 \text{株} + 12,000)$ = 870,000
(一般株式等)	870,000	(3) f 株式 $899 \times 1,000 \text{株} - (951 \times 1,000 \text{株} + 1,300)$ = $\Delta 53,300$
(上場株式等)	2,038,600	(4) (1) + (3) = 2,038,600 (上場株)
II 課税標準		
総所得金額	7,242,044	$226,000 + 7,016,044 = 7,242,044$
短期譲渡所得の金額	24,317,000	
長期譲渡所得の金額		
[一般]	41,231,000	
[居住用]	46,852,500	
一般株式等に係る譲渡所得等の金額	870,000	
上場株式等に係る譲渡所得等の金額	2,038,600	
	122,551,144	$122,551,144 > 350,000 \times (1 + 4) + 320,000 \therefore$ 所得割課税

(道) 切上  
(市) 切捨

に対し、負債利子が  
 差し引かれる。  
 貸付単位でいい!!  
 $84,500 - 110,000 \times$

(2) 事業所得の金額

7,016,044円

(3) 譲渡所得に関する資料

家屋に措法以外の適用はないか 注意!!

区分	短期・長期の区分	譲渡先	譲渡損益	注
a 土地	長期	甲県土地	16,500,000円	1
家屋	短期	開発公社	24,317,000円	1
b 土地	長期	個人	24,731,000円	2
c 土地	長期	個人	46,852,500円	3
家屋				

税率軽減と建物は去り!! 2回問題

(注1) 措法34の特別控除の対象となる譲渡であることが証明されている。

(注2) 措法35の2の特別控除の対象となる譲渡であることが証明されている。

(注3) 措法35の特別控除及び措法31の3の対象となる譲渡であることが証明されている。

なお、平成30年1月1日現在の所有期間は、c土地及び家屋共に18年である。

15

土地のみ

20

25

名称	対象資産	法令番号(租特法)	控除順序(注1)					
		控除額	分短	分長	総短	総長	山林	
15 収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除	土地等、建物等、山林、その他	租特法33の4	50,000,000円	①	⑤	②	③	④
20 居住用財産の譲渡所得の特別控除	土地等、建物等	租特法35	30,000,000円	⑥	⑦			
20 特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除	土地等	租特法34	20,000,000円	⑧	⑨			
20 特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除	土地等	租特法34の2	15,000,000円	⑩	⑪			
25 特定の土地等の長期譲渡所得の特別控除	平成21年又は22年に取得した土地等	租特法35の2	10,000,000円	-	⑫			
25 農地保有の合理化等のために農地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除	農地でこれを利用した土地等 500円	租特法34の3	8,000,000円	⑬	⑭			

(注1) 総短、総長及び山林(②③④)は、第I段階で控除する。

(注2) 住民税の試験では、「租特法〇〇」の旨の指示がある。

30

(2) 特別控除の限度額

特別控除の限度額は次に掲げるもののうち最も少ない金額とする。

35

- (イ) 譲渡した資産の譲渡益
- (ロ) 各法令(各租特法)に規定する額
- (ハ) 年5,000万円(控除順序を考慮後)

(3) その他留意点(所得控除との関連)

所得控除と特別控除を同一区分から控除できる場合には、まず特別控除から控除する。

株式等譲渡所得割が発生しない。  
 同社証券会社であるとの

<TAC>無断複写・複製を禁じます (税19)

住実完答③

(4) 株式等に係る譲渡所得に関する資料 (上場株式の譲渡は源泉徴収口座での譲渡ではない。)

銘柄	取得年月日	取得単価	取得株	譲渡年月日	譲渡単価	譲渡株	譲渡費用	譲渡先
d 株式 (上場)	平成26年 3月20日	892円	3,000株	平成30年 9月9日	1,590円	3,000株	2,100円	K証券
e 株式 (未公開)	平成28年 3月14日	299円	7,000株	平成30年 12月5日	425円	7,000株	12,000円	個人
f 株式 (上場)	平成30年 2月26日	951円	2,000株	平成30年 12月19日	899円	1,000株	1,300円	K証券

[資料II] 甲が支払った保険料等の状況

(1) 医療費

① 妻に係る分 (平成30年8月支払い) 88,600円

これは、いわゆるスイッチOTC医薬品の購入費に該当し、甲は疾病の予防の取り組みとしてインフルエンザの予防接種を行っている。(平成30年10月に予防接種代として4,000円を支払っているが、上記金額には含まれていない。)

② 父に係る分 (平成30年5月支払い) 354,120円

(2) 社会保険料 765,721円

(3) 個人型確定拠出年金 (いわゆるiDeCo) の掛金 420,000円

(4) 生命保険料 (平成30年に契約締結。生命保険契約に係る保険料39,000円・個人年金契約に係る保険料27,000円及び介護医療契約に係る保険料12,000円の合計額である。) 78,000円

(5) 損害保険契約で地震等損害を補てんする契約に係る保険料 44,700円

(6) A県B市所在の日本赤十字社支部に対する寄附金 473,000円

(7) A県C市所在のA県共同募金会に対する寄附金 284,000円

所得控除	金額	計算式
III 所得控除		
医療費控除	342,720 [2]	(1) $88,600 + 354,120 - 100,000 = 342,720$ $\ast 122,551,144 \times 5\% > 100,000 \therefore 100,000$ (2) $88,600 - 12,000 = 76,600$ (3) (1) > (2) $\therefore$ (1)
社会保険料控除	765,721	
小規模企業共済等掛金控除	420,000 [2]	
生命保険料控除	55,250 [2]	(1) $22,000 + (39,000 - 32,000) \times \frac{1}{4} = 23,750$ (2) $12,000 + (27,000 - 12,000) \times \frac{1}{2} = 19,500$ (3) $12,000 \leq 12,000 \therefore 12,000$ (4) 合計 55,250
地震保険料控除	22,350 [2]	$44,700 \times \frac{1}{2} = 22,350 \leq 25,000 \therefore 22,350$
障害者控除	530,000 [2]	母 (同居特別障害者)
配偶者 (特別) 控除	-	合計所得金額1,000万円超のため適用なし
扶養控除	1,280,000 [2]	(1) 父 同居老親等 (2) 母 同居老親等 (3) <u>乙 老人扶養親族</u> <u>次子に該当</u> (4) $450,000 + 450,000 + 380,000 = 1,280,000$
基礎控除	330,000	
	3,746,041	

たすこと忘れな!!

直系尊属ではないが、老人扶養親族に付

食可

理論の扶養控除を思い出せば解けた

(7) 乙 (昭和20年12月19日生)  
老人福祉法の規定により、B市の市長が甲を養護受託者として委託した老人である。  
乙は生活保護法に規定する生活扶助の給付金を総額で665,000円得ている。  
甲は父を扶養親族としている。

[乙]	-	乙 生活保護の給付金は非課税	∴ 住民税非課税 [2]
-----	---	----------------	--------------

[3] 扶養控除 ★★

(1) 意義

① 扶養親族

所得割の納税義務者の配偶者以外の親族並びに里親に委託された児童及び養護受託者に委託された老人でその納税義務者と生計を一にするもの (青色事業専従者で給与の支払を受けるもの及び事業専従者に該当するものを除く。) のうち、前年の合計所得金額が38万円以下である者をいう。

② 控除対象扶養親族

扶養親族のうち、年令16才以上の者をいう。

③ 特定扶養親族

控除対象扶養親族のうち、年令19才以上23才未満である者をいう。

④ 老人扶養親族

控除対象扶養親族のうち、年令70才以上の者をいう。

(2) 扶養控除額

① 所得割の納税義務者が控除対象扶養親族を有する場合には、その納税義務者の前年の課税標準から各控除対象扶養親族につき33万円 (特定扶養親族は45万円、老人扶養親族は38万円) を控除する。

② 所得割の納税義務者の有する老人扶養親族がその納税義務者又はその納税義務者の配偶者の直系尊属で、かつ、その納税義務者又はその納税義務者の配偶者のいずれかとの同居を常況としている者である場合には、①にかかわらず45万円を控除する。

これは直系尊属ではないので38万円となる!!